

お知らせ

土地閉鎖登記簿の電子化に伴う 土地閉鎖登記簿の謄抄本交付等事務の取扱いについて

このたび、福島地方法務局白河支局管轄の全ての市町村の電子化作業が完了しました。これに伴い、土地閉鎖登記簿の謄抄本の作成及び閲覧の取扱いが、下記のとおり変更になりますので、お知らせします。

記

- 1 取扱開始日 令和6年7月1日(月)
- 2 対象登記簿
不動産登記事務のコンピュータ化により閉鎖された福島地方法務局白河支局管轄の以下の土地登記簿全部
白河市
西白河郡西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町
東白川郡棚倉町、鮫川村、塙町、矢祭町
石川郡石川町、浅川町、古殿町
- 3 土地閉鎖登記簿の謄抄本作成の取扱いの変更点
電子化された土地閉鎖登記簿(閉鎖登記簿電子情報)を、A4判に印刷し、登記官の証明文を付してお渡します。
- 4 土地閉鎖登記簿の閲覧の取扱いの変更点
従来の閲覧に代えて、電子化された土地閉鎖登記簿(閉鎖登記簿電子情報)を、A4判に印刷して、お渡します。なお、登記官の証明文は付しません。
- 5 手数料
土地閉鎖登記簿の謄抄本 1通(1筆ごと)50枚まで600円
土地閉鎖登記簿の閲覧 1通(1筆ごと)450円
- 6 その他
土地閉鎖登記簿の謄抄本及び閲覧については、登記情報提供サービス、オンライン請求及び登記情報交換サービスによる御利用はできません。
窓口請求又は郵送による送付請求は、従来どおりです。

令和6年6月3日
福島地方法務局